	第六条第二項（第七条又は第十二条第二項において準用する場合を含む。）の書類	自己啓発等休業の承認の請求について確認するための書類	自己啓発等休業が終了する日の翌日に係る特定日以後三年	
		自己啓発等休業の期間の延長の請求について確認するための書類		
		大学等における修学又は国際貢献活動の状況の報告について確認するための書類		
	第十二条第一項の報告の文書	大学等における修学又は国際貢献活動の状況の報告の文書		

十九　配偶者同行休業

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置	
配偶者同行休業法	第三条第一項又は第四条第一項の請求の文書	自己啓発等休業承認請求書	配偶者同行休業が終了する日の翌日に係る特定日以後三年	廃棄
	第三条第一項（第四条第三項において準用する場合を含む。）の承認の文書の写し	配偶者同行休業の承認の文書の写し		
	第六条第二項の取消しの文書の写し	配偶者同行休業の期間の延長の承認の文書の写し		
	第十五条第二項の協議に関する文書	配偶者同行休業の承認の取消しの文書の写し		
規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）	第六条第二項（第七条又は第十条第二項において準用する場合を含む。）の書類	配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整についての協議の文書	配偶者同行休業が終了する日の翌日に係る特定日以後三年	廃棄
		当該協議に対する回答の文書		
	第七条の二の認定に関する文書	配偶者同行休業の請求について確認するための書類	五年	
		配偶者同行休業の期間の延長の請求について確認するための書類		
		配偶者が死亡した場合等の届出について確認するための書類		
	第十条第一項の届出の文書	配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情に係る認定の文書	任期を定めた任用が終了する日に係る特定日以後三年	
		当該認定の申請の文書		
	第十三条の同意の文書	配偶者が死亡した場合等の届出の文書		
		任期の更新に係る任期付職員の同意の文書		

二十　その他

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置	
法	附則第九条の勤務の意思の確認の文書	年齢六十年に達する職員への勤務の意思の確認の文書	六年	廃棄
福島復興再生特別措置法	第四十八条の二第一項又は第八十九条の二第一項の要請の文書	福島相双復興推進機構による派遣の要請の文書	派遣が終了する日に係る特定日以後三年	
		福島イノベーション・コースト構想推進機構による派遣の要請の文書		
	第四十八条の三第一項、第四項若しくは第五項又は第八十九条の三第一項、第四項若しくは第五項の同意の文書	福島相双復興推進機構への派遣に係る職員の同意の文書		
		福島相双復興推進機構との間の取決めの内容の変更に係る職員の同意の文書		
		福島相双復興推進機構への派遣の期間の延長に係る職員の同意の文書		